

～平成 29 年 8 月 31 日まで

全美連（全日本美容業生活衛生同業組合連合会）

美容所賠償責任補償制度「訪問美容」について

訪問美容の補償範囲

- 訪問美容を行う際、美容業務における不注意でお客様にケガをさせたり、お客様の衣服を汚した場合、対象となります。

- 預り品に対する事故、顧客の送迎中の事故、政令及び都道府県等条例で定められていない訪問美容による事故は対象外です。

訪問美容で対象となる事故、対象とならない事故について

対象

- 施術中にハサミでお客様にケガをさせた。
- 薬液の使用を誤り、お客様の身体に損傷を与えた。
- 施術中に、薬液等でお客様の衣服を汚した。
- 施術する社会福祉施設等やお客様の居宅の床を薬液等で汚した。
- 施術中にお客様の体を動かした際に、不注意によりケガをさせた。
- 施術の補助者（家族・ヘルパー等の付添人等）の衣服を汚した。

対象外

×顧客の送迎中の事故

- （例）自動車でお客様を店舗に送迎中、交通事故を起こしてケガをさせた。
※自動車保険でのお支払い対象のため。

×歩行補助による事故

- （例）施術のため、別の部屋から車イスのお客様を移動中に不注意でケガをさせた。※美容業務に該当しないため

×保管物、預り品に対する財物賠償事故

(例) 施術のため、一時的に預ったお客様のメガネを破損させた。

※美容所と異なり、保管の実態が把握できないため

など